

附属文書は第四
補給及び輸送

一次に掲げる諸規定は引揚人に対する糧食及び被服及び其の他補給品の供給に用するものである。

a 引揚人に対しては收容所の途中及收容所にて充分な食糧、安全な飲料水、被服及び医療品を供給すること。引揚人、新着兵、收容所、收容所へ、途中で列車の

遅延した場合は再補給の準備をしておくこと。

b 日本各々の指定諸港(附属書オニオニ項を参照)を去港する病院船を含む。總ての日本人船員乗組の船舶は往航復航の各航海に対して予期しなす適当な飲料水、医療品、被服及びその他の品目の補給を收容所に於て受領すること。必要とする。

c 引揚者に対する供給物及び施設の費用は日本政府に依り負担される。

引揚者に対する供給物及び施設の費用は日本政府に依り負担される。

七 鉄道輸送は日本側の引揚計畫に基づき收容所に向ふが引揚人に対するは無料とする。

無料とする。

c 輸送船及び列車は清潔にし、その中に適当な衛生設備を設けなければならぬ。

d 日本船員乗組の引揚船舶には適当な消火施設及び救命衣を設けなければならぬ。

三、其 外國諸港で引揚船舶に供給される緊急補給物資

a 日本國外の諸港に於て作業する日本人船員乗組船舶に供するべき必要補給物資に対して領收書を受け、その諸港の管理官の管理する物資の取極めがなされてくる。

b 引揚作業に従事している日本船員乗組船舶の船長に対しては日本國外で供給を受ける物資について数量を略記した領收書を提出する命令を受ける。

存すればならぬ。領收書には補給を受けた物資の種別、数量、種別及び物資が日本軍の隊用として使用されるか、一併入用として使用されるかの区別を要する。

日本政府は次の措置を取らなければならない。

一、引揚船に從事する日本籍貨物船のすべてに対し最大限日本
の資源から燃料清水医療品及び食糧の補給を行はねばならぬ。
従つて日本人船員乗組の船舶がその予定航路上必要とする補給物資
のうち外國諸港で用ふる量は最小限度となす。

二、引揚船の船長はソビエト或はソビエト支配地域で補給及修理を要求
或は受理しないことを保証する必要な手段をとること。但し物凄く急務
の場合を除かれ、若し船舶の傾斜な航海及乗客と船身の安全がそのよ
うな補給と修理を受けなくとも危険にさらされぬ場合をいう。

四、他の医療品附屬第五第七項を参照のこと

(附屬書第五 医療及衛生上の措置は省略)

附屬書第五

一、日本国民、朝鮮人の旅行

二、日本国民、朝鮮人の旅行許可申請については連合國最高司令官
又は朝鮮の占領の為不可成な旅行と認めない限り一切認許せしむる

三、日本国民個人業務の解決及び日本国民に対する厚生救済の
援助は前記(四)項に定義した必須業務とは見做されぬ

四、引揚船を貨物輸送に使用すること
五、定期的に割当てられる引揚船上の貨物搭載場所は次の條件の下に

- (一) 適当な貨物船が得られぬ場合
- (二) 貨物量は僅少であるため貨物船を決定することと正当と認めし得る
場合

六、日本政府は認許された貨物積込に必要な場所の割当てに対しては
引揚船の船運委員会を通じて日本船運航管理委員会と取極め

七、引揚船の船運委員会を通じて日本船運航管理委員会と取極め

大正六年

各議出席者名簿

法務府民事局第六課

平賀課長

木村事務官

前田事務官

宮下刑事課長

佐藤課長

倉持警部

岩本警部

法務府檢務局刑事課

東京地方檢察廳

國警本部警備課

國警東京管區本部

國警東京本部

百五十一